北新町線、萩の台線等公共交通サービスの提供に関する今後の方針

1 評価基準による生駒市の負担割合の上限:資料 4-2 参照

評価基準による生駒市の負担割合の上限を現行50パーセントから70パーセントに改める。 ただし、持続可能な運行とするために、地域においては運賃収入の増加に向け不断の努力を 続けられるものとする。

2 実証運行中 2 路線の変更点(平成 29 年 10 月から): 資料 4-3 参照

- (1) 北新町線の生駒駅〜生駒市役所〜市立病院の区間は、市立病院へのアクセスのために延伸されたものであるため、北新町地区を中心とする利用者が乗車数向上のために取り組んだ結果をもってこの区間を含めた北新町線の評価を行うことは適切とは言えないことから、この区間は今回の実証運行評価区間から除いたうえで、運賃を現行150円から200円に引き上げる。
- (2) 萩の台線は現行北の谷公園行 5 便、萩の台住宅循環 9 便を利用客の少ない北の谷公園行を 5 便から 4 便に減便を、一方、萩の台住宅循環を 9 便から 10 便に増便をそれぞれ行ったうえ で、運賃を現行 150 円から 200 円に引き上げる。

3 実証運行の今後の予定: 資料 4-4 参照

- (1) 北新町線、萩の台線とも2の変更によりもう1年間(平成29年10月から平成30年9月まで)実証運行を行う。ただし、中間評価日平成30年3月1日において1の評価基準を満たさない場合は、更に新たな変更案(例えば運行日の削減など)を講じたうえで平成30年4月から同年9月まで実証運行を行う。
- (2) 最終評価日平成30年9月1日において、なお1の評価基準を満たさない場合は実証運行を 取りやめることも視野に入れ、今後の対応について検討する。

4 運賃の改定: 資料 4-4 参照

実証運行期間が終わった後、平成30年10月から光陽台線、門前線、西畑線・有里線についても運賃を200円に引き上げる。